

市民税・県民税特別徴収関係綴

〒389-0592

長野県東御市県281-2

東御市役所

市民生活部 税務課 住民税係

TEL 0268-62-1111 内線 1161・1162

0268-64-5877 直通

FAX 0268-63-6908

E-Mail zeimu@city.tomi.nagano.jp

市町村コード 202193

目 次

1. 特別徴収事務取扱要領
2. 市県民税納入通知書記入例
3. 特別徴収税額の納期の特例申請書
4. 特別徴収義務者の名称等変更届出書
5. 給与所得者異動届出書記入例
6. 給与所得者異動届出書
7. 市県民税・特別徴収への切替申請書
8. 市県民税納入申告書（退職手当分）
9. 郵便局指定通知書

取扱金融機関

- 信州うえだ農業協同組合
- 八十二銀行
- 佐久浅間農業協同組合
- 上田信用金庫
- 長野県信用組合
- 長野銀行
- 長野県労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局（長野県・新潟県）

特別徴収事務取扱要領

1. 特別徴収義務者

地方税法第321条の4第1項及び東御市税条例第45条の規定により、貴事務所を特別徴収義務者に指定いたします。

2. 特別徴収税額（月割額）の徴収方法

地方税法第41条及び321条の4第1項並びに東御市税条例第45条及び46条の規定により、市民税及び県民税の特別徴収税額を別添のとおり通知しますから、月割額を6月から翌年5月まで、毎月給与の支払の際に徴収してください。

3. 特別徴収税額の納入

(1)各納税者から徴収した月割額の合計額を、徴収した月の翌月10日までに、次の金融機関のいずれかに、同封いたしました納入書により納入してください。ただし、納期限が休日の場合はその翌日、また、土曜日の場合はその翌々日になります。

○支払金融機関 信州うえだ農業協同組合、八十二銀行、佐久浅間農業協同組合、上田信用金庫長野県信用組合、長野銀行、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局（長野県・新潟県）

※長野県以外の郵便局を利用される場合は、「9.郵便局指定通知書」をご利用ください。

なお、昨年度利用の指定郵便局は今年度も引き続き利用できますので、提出は不要です。

(2)退職者の一括徴収税額は、徴収した月の翌月10日までに、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて納入ください。

(3)退職所得の分離課税にかかる特別徴収税額は、納入書の「退職所得分」欄に税額を記入し、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて納入ください。

※納入の際は、別紙「市県民税納入申告書」の提出、若しくは、納入書裏面にあります「納入申告書」に必要事項の記入をお願いします。

※ご連絡いただければ「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」をお送りいたします。

4. 期限までに完納しなかった場合

納期限までに納入されませんと、督促状を発し、督促手数料や延滞金の徴収金が加算され、滞納処分を受けることとなります。

5. 納期の特例

地方税法第321条の5第2項並びに東御市税条例第46条の2の規定により、納期の特例の適用を受けることができます。

(1)特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。

※「常時10人未満」というのは、通常10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数は除きます。

(2)(1)に該当する特別徴収義務者が、この特例を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。

(3)この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額を、それぞれの期限までに納入することとなります。

税額を徴収した期間	納入期限
①6月分から11月分まで	12月10日
②12月分から5月分まで	6月10日

注 滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、納期の特例の承認を受けられないことがあります。また、承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

6. 年の途中で特別徴収ができなかった者の取り扱い
 退職、転勤、休職、死亡等特別徴収ができなくなった者については、「市民税・県民税特別徴収関係綴」（本冊子）にあります「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、速やかに税務課住民税係へ提出願います。また、退職日や給与の末日など、異動届出書の提出が遅れる場合は、その旨ご連絡願います。
 当市では、当該月内に受け付けたものを当該月末に異動処理を行い、翌月当初に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますから、変更通知書の月割額により徴収してください。（月末日までに報告書が届きますようご協力願います。）
- (1)上記事由に該当する者については、本人の了承を得た上、未徴収税額を最終の給与等から一括徴収して納入願います。未徴収税額について、一括徴収を希望しない場合は、後日、本人あてに直接納税通知書を送付します。
 - (2)1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。
 - (3)転勤、再就職等により異動後の転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合は、前勤務先で記入・押印し、新勤務先へ回付ください。新勤務先は記入・押印後、賦課課税地の市町村に提出ください。
 - (4)就職等により、特別徴収に切り替える場合は、既に送達している納税通知書（領収印のあるものは複写）と併せて「市県民税・特別徴収への切替申請書」を速やかに税務課住民税係へ提出願います。
7. 納税者は、この課税通知について不服がある場合には、通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消を求める訴えをする場合には、前記の異議申立てに係る裁決を経た後に、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は東御市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1)異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2)処分執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
8. 給与支払報告書の光ディスク等による提出について
 従業員50名以上の事業所に光ディスク等（FD等）による提出をお願いしています。光ディスク等による提出・交換を検討している事業所は、税務課住民税係（0268-64-5877・直通）までお問い合わせください。

特別徴収事務担当者へのお願い

退職される方に、次の事項を必ず連絡してください。

- (1) 年税額のうち、退職した月の翌月以降の未徴収税額は、**市役所から別途送付される納付書**により納めていただくこと（普通徴収）になります。（一括徴収された場合を除く。）
- (2) 市・県民税は、**前年の所得に基づいて計算**されます。したがって、退職して無収入になっても、前年の所得に応じて課税になることがあります。

○公的年金からの特別徴収について

平成21年10月から個人住民税（市・県民税）の公的年金からの引き落とし制度（特別徴収制度）が始まりました。

・制度の対象となる方

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる市・県民税の納税義務のある方

・引き落としの対象となる年金

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等（障害年金及び遺族年金など非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。）

・引き落としされる住民税額

年金所得の金額から計算した市・県民税額のみ対象となります。

※ 65歳未満の方の年金所得に係る市・県民税は、原則として給与から特別徴収されます。

市県民税納入通知書 記入例 (打ち出しの月割額で納入する場合、他の欄への記入はありません)

指定番号は必ず確認願います。
また、予備を利用する場合には、
必ず指定番号を記入ください。

対象月の市県民税納入通知書をご使用ください。
※対象月と払込期限とを間違えないよう、ご注意ください。

納期限を確認いただき、
期限までに納入願います。

注) 後日の紛争を避けるため、
領収書は必ず保管ください。

長野県 東御市 個人市県民税納入済通知書 (公)															
市区町村コード			口座番号			加入者名									
2	0	2	1	9	3	00550-5-960012			東御市						
年月分			指定番号			納入金額(1) 円									
						1 2 3, 0 0 0									
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、収入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。					納 入 金 額	給与分 (一括徴収分含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						退職所得分									
納期限 年月日					(2)	延滞金									
						督促手数料									
取りまとめ局					(2)	合計額									
長野貯金事務センター (〒380-08794)															
領収日付印	(特別徴収義務者)〒					住所又は所在地					氏名又は名称				

S 特別徴収の月額の変更記入
記入にあたって、「¥」記号は記入しないこと。

①退職、転職、休職等により税額が変更になった場合は、「納入金額(1)」に記された金額を二重線で抹消ください。(例)

納入金額(1) 円
~~1 2 3, 0 0 0~~

②変更した月割額を「納入期限(2)」に変更後の月割額を記入します。一括徴収した場合は、月割額に含めた金額で記入ください。

③退職所得に伴い市県民税額が生じた場合、納入する金額を記入ください。

④合計額も忘れずに記入ください。

受付印

特別徴収額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 東御市長

年 月 日

地方税法第321条の5の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承諾を受けたので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
代表者 氏名						電話番号	— —				
法人番号											(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						担当者		(氏名)			
(連絡先)											

関与税理士
署名押印

(連絡先)

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後		特別徴収税額
	月 区 分	給与支払人員	
申請の日前6か月間の各月末の常時 給与の支払を受ける者の人員及び 各月の支払額	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円

※賞与等の臨時の給与の金額を含む。
※東御市以外の全市町村を含む、
事業所全体の人員及び支払金額
※臨時勤務者分がある場合は、常時給与
の支払いを受ける者の分とは別にして
2段書き(上段に記載)にしてください。

市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、
それがやむを得ない理由によるものであるときは、
その理由の詳細

申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り
消されたことの有無及び取消年月日

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までにお願ひいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 東御市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。											特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります	
		名称 (氏名)												担当者 連絡先	係			
		代表者 職氏名													氏名			
		法人番号																

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前(旧)	※変更項目のみ記入してください。	変更後(新)	※変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所在地 (送付先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名称				
電話番号	— — (内線)		— — (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 ()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____													
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ														
				名称														
				電話番号	— — (内線)													
				法人番号														
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		指定番号												特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります	

指定番号		※市町村ごとに異なります
------	--	--------------

指定番号		※市町村ごとに異なります
------	--	--------------

【記入例】

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
	現年度	台	連	納		
	新年度	台	連	給		

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

○年10月26日 (届出先) 東御市長	給(特別 支 徴 収 者)	所在地 〒389-0514 東御市加沢9999番地	特別徴収義務者指定番号 7500000							
	名 称 株式会社 芸術村公園	代表者の 職氏名印 代表取締役 東御太郎	法人(個人)番号							
	連絡者の係及 氏名並びに 電話番号	係 氏名 電話	総務課給与係 北御花江 (0268) 64 - 5877 (内1161)							
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	○印をしてください		一括徴収税 額の納入月	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
フリガナ ウノ ヤドル	氏名 海野宿 (旧姓)	円	6月分 から	円	円	○.10.20	異 動 の 事 由	移動後の未徴収 税額の徴収方法	一括徴収し た税額は、 □月分で 納入します。 (月日) 納入	円
個人番号	生年月日(S)・H 48年/月/日	120,000	10月分 まで	50,000	70,000	○.10.20	① 退 職 ② 転 勤 ③ 休 職 ④ 長 欠 ⑤ 死 亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 ③ 普 通 徴 収	一括徴収した税額は、 □月分で 納入します。 (月日) 納入	円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記載願います) 東御市本海野8000番地									
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 同上									

「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。(1~5月の退職分は一括徴収してください) ※注2

退職日が 6月1日~12月31日の場合は、 異動者の承認を得てください。 この期間以外は承認不要。	異動者印	給与又は退 職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 額		退職手当 等 支 給 額 円
		支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	円	
		円	円	円	
勤 続 年 数 年 月					

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。) ※注1

月割額 円 □月分から徴収し 納入する。	給(特別 支 徴 収 者)	所在地 〒	特別徴収義務者指定番号			
	フリガナ	名 称	法人(個人)番号			
	代表者の 職氏名印	代表者の 職氏名印	連絡者の係及 氏名並びに 電話番号	係 氏名 電話		
納入書希望の有無 (新規義務者の 場合○でかこむ)		1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用するので不要である。				

注意
点
1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上欄の事項と下欄の月割額を記入し、新勤務先
に転勤届を提出し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえ、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に提出してください。
2 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
	現年度	台		連	納	
	新年度	台		連	給	

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

年 月 日 (届出先) 東 御 市 長	給与(特別 支 払 者)	所在地 〒					特別徴収義務者指定番号	7			
		名 称					法人(個人)番号				
		代表者の 職氏名印					連絡者の係及 び氏名並びに 電話番号	係 氏名 電話 () - (内)			
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	○印をしてください	一括徴収税 額の納入月	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
フリガナ	(旧姓)		円		円	円		異 動 の 事 由	移動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
氏名	生年月日 S・H 年 月 日			月分 から				1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収	一括徴収し た税額は、 □ 月分 で 納入します。 (月 日) 納入	円 控除社会 保険料額 円
個人番号	(1月1日現在の住所…必ず記載願います)			月分 まで							
旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)										
現住所											

「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。(1~5月の退職分は一括徴収してください) ※注2

退職日が 6月1日~12月31日の場合は、 異動者の承認を得てください。 この期間以外は承認不要。	異動者印	給与又は退 職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 額		退職手当 等 支 給 額 円 勤 続 年 数 年 月
			支払予定日ご との徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	
			円	円	

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。) ※注1

月割額 円 □ 月分 から徴収し 納入する。	給与(特別 支 払 者)	所在地 〒					特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ					法人(個人)番号		
		名 称					連絡者の係及 び氏名並びに 電話番号	係 氏名 電話 () - (内)	
		代表者の 職氏名印							
納入書希望の有無 (新規義務者の 場合○でかこむ)		1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用するので不要である。							

注意
点

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上欄の事項と下欄の月割額を記入し、新勤務先に
に回送願います。新勤務先では、下欄(転勤など)による特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に提出してください。
2 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

特別徴収切替届出(依頼)書

												市町村使用欄				
____年__月__日 提出 (宛先) 東御市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 ____ — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。									特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
			フリガナ											新規の場合、納入書(要・不要)		
			名称 (氏名)										担当者 連絡先	係		
			代表者 職氏名											氏名		
			法人番号												電話	—
給与所得者	フリガナ							旧姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	氏名									特別徴収 開始予定月		月分(月 日納期分) から 特別徴収を開始します。				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日									届出理由	1. 入社 2. その他()				
	1月1日現在の住所	〒 ____ —										月割額の 連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			
	現在の住所	〒 ____ — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。														

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

市 県 民 税 納 入 申 告 書

(提出先)
東 御 市 長

年 月 日 提出

年	月	分	人員	人												
				十	万	千	百	十	百	円						
退職手当等 支払金額																
特別 徴収 税額	市民税															
	県民税															

納入予定日	年	月	日	特別徴収 指定番号	7

(特別徴収義務者)
住所又は所在地
氏名又は名称

地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

※ 個人市県民税納入書の裏面にあります「納入申告書」に記入の場合は、本申告書の提出は不要です。

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

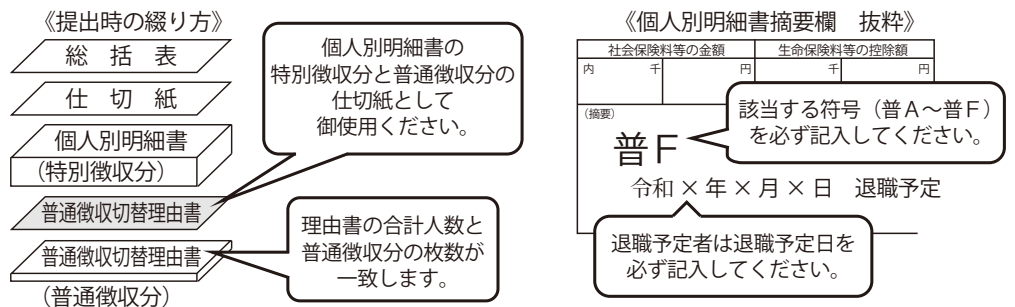
市区町村名	指定番号	
事業者名		

符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	総受給者数が2人以下 <small>(受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)</small>	人
普 B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない(例:住民税非課税の場合など)	人
普 D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) <small>(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます)</small>	人
合計		人

- 普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普 A、普 B など)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出と符号の記入がない場合、原則、特別徴収対象者となります。

【普通徴収切替理由書の記入要領】

- 普通徴収切替理由に該当し、かつ特別徴収できない方がいる場合は、該当理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
(※給与支払報告書と同じ大きさ(A5版)に切り、ご利用ください。)
- 符号「普A～普F」の6項目以外の理由(個人の希望、事務の増加、専任の経理担当者がいない等)による普通徴収への切替は認められません。
- 普Aは、総受給者数から普B～普Fに該当する人数(他の市区町村を含む普通徴収該当者数)を差し引いた人数が2人以下の場合です。
- 普Cの「住民税非課税の者」の目安は、前年の給与支払額が93万円以下の場合となります。
- 普Fの退職予定者は、個人別明細書の摘要欄に退職予定日を必ず記入してください。
- eTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力した上で、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普A、普Bなど)を記載してください。
(※eTAXで給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書の添付は不要です。)



※普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切替ができないことがありますので、ご注意ください。

《お問合せ先》 長野県東御市税務課 電話 0268-64-5877

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

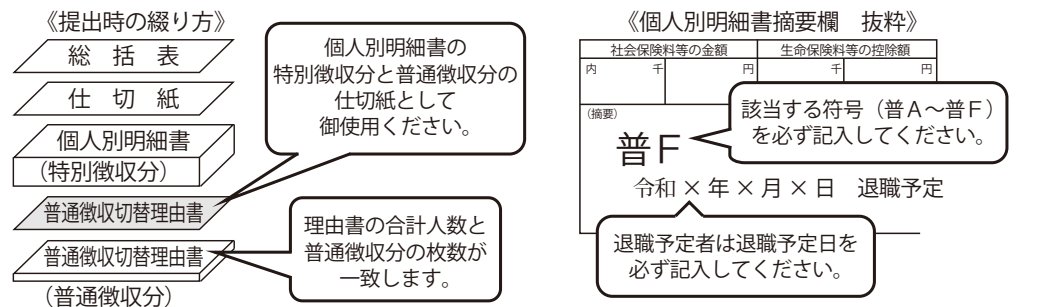
市区町村名	指定番号	
事業者名		

符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	総受給者数が2人以下 <small>(受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)</small>	人
普 B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない(例:住民税非課税の場合など)	人
普 D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) <small>(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます)</small>	人
合計		人

- 普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普 A、普 B など)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出と符号の記入がない場合、原則、特別徴収対象者となります。

【普通徴収切替理由書の記入要領】

- 普通徴収切替理由に該当し、かつ特別徴収できない方がいる場合は、該当理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
(※給与支払報告書と同じ大きさ(A5版)に切り、ご利用ください。)
- 符号「普A～普F」の6項目以外の理由(個人の希望、事務の増加、専任の経理担当者がいない等)による普通徴収への切替は認められません。
- 普Aは、総受給者数から普B～普Fに該当する人数(他の市区町村を含む普通徴収該当者数)を差し引いた人数が2人以下の場合です。
- 普Cの「住民税非課税の者」の目安は、前年の給与支払額が93万円以下の場合となります。
- 普Fの退職予定者は、個人別明細書の摘要欄に退職予定日を必ず記入してください。
- eTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力した上で、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普A、普Bなど)を記載してください。
(※eTAXで給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書の添付は不要です。)



※普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切替ができないことがありますので、ご注意ください。

《お問合せ先》 長野県東御市税務課 電話 0268-64-5877

切り取り線

年 月 日

郵便局長 様

長野県東御市長 花 岡 利 夫



郵便局指定通知書

地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、貴局を本市の市県民税
(特別徴収税額) 納入取扱局に指定したので通知します。

1. 口座番号 00550-5-960012
2. 加入者名 東御市
3. 取りまとめ局 長野貯金事務センター

〒389-0592
長野県東御市 281-2
長野県東御市役所 税務課 住民係
電話 0268-64-5877 Fax 0268-63-6908